

宿泊・自宅療養証明書発行の電子申請手順について

電子申請手順について以下にお示ししますのでご確認ください。
お手続きの前に、下記【注意事項】をご確認ください。

① 堺市電子申請システムへアクセス

「電子申請【宿泊・自宅療養証明書発行申請（新型コロナウイルス感染症）】」をクリック（あるいはQRコードを読み取り）し、堺市電子申請システムの画面を開きます。

② 利用者の新規登録

堺市電子申請システムの右上に表示される「新規登録」ボタンをクリックし、利用者の登録を行ってください。
※すでに利用者登録を行っている方はこの手順は不要です。

③ ログイン

右上に表示される「ログイン」からログインし、次の手順に進んでください。
※すでにログインしている方はこの手順は不要です。

④ 手続き検索

堺市電子申請システムのトップページから「手続き一覧（個人向け）」あるいは「個人向け手続き」をクリックし、「宿泊・自宅療養証明書発行申請（新型コロナウイルス感染症）：感染症対策課」を選択してください。
●キーワード検索が便利です。「療養証明」や「コロナ」で検索ください。

⑤ 発行申請

「宿泊・自宅療養証明書発行申請（新型コロナウイルス感染症）」のトップページが表示されますので、説明をご確認いただき、下部の「次へ進む」をクリックし、手続きに進んでください。

【申請者情報の入力】
申請の手続きをされる方の情報を入力してください。
※半角でのご入力やハイフン不要など注意事項をご確認ください。

【患者情報の入力】
証明書を発行したい対象者（患者ご本人）の情報を入力してください。
※半角でのご入力やハイフン不要など注意事項をご確認ください。

【確認画面】
入力された内容をご確認いただき、「申請する」をクリックし申請してください。「申請します。よろしいですか？」と表示されますので、よろしければ「OK」を選択してください。

【申請完了】
お問合せの際に必要となりますので、説明文をご確認いただき、表示された申込番号をお控えいただくか、ページを印刷してご利用ください。
※申請後の修正や取下げはマイページの「申請履歴の確認」から行ってください。

注意事項

- 【1】 宿泊・自宅療養証明書の発行を希望される方は、**療養終了後にお申し込みください。**
- 【2】 利用者登録にはメールアドレスが必要です。また、申請に関するメールが「sakai-onshinsei@city.sakai.lg.jp」より登録されたメールアドレス宛てに届きます。迷惑メール防止設定をされている方などは「@city.sakai.lg.jp」**ドメインからのメールが受信できるよう設定をご確認ください。**
※メールの受信設定については、メールサービスの提供元や携帯事業者などにお問合せください。